

派遣・請負社員にも一時金と賃上げを

春闘の季節です。間接部門を支える派遣社員、契約社員の皆さん。工場現場の主力となっている請負社員の皆さん。自分たちには一時金や賃上げは関係ないと考えず、私たちと一緒に声を上げましょう。労働組合に入れば一時金と賃上げを会社に要求できます。

GSユアサの正社員の皆さん。派遣・非正規社員、請負社員の一時金支給や賃上げを応援し、声を上げてください。

『同一労働同一賃金』は世界の常識。

ヨーロッパや韓国は日本と同じように派遣・非正規労働者がすごく増えています。しかし日本と違うところは、正社員と非正規社員の時給の差がほとんどないか、フランスでは派遣社員の時給を正社員より一割高くすること（雇用場不安定な分の補償）が法律で決まっているように、『同一労働同一賃金』が社会の原則です。日本のように年収で3倍近くの格差があるのは論外です。GSユアサでも、同じ仕事をしていても正社員と非正規社員・請負社員の間には大きな格差があります。【下の表は、正社員の時給】

派遣社員の時給は多くの場合1000～1300円で、一時金もありません。この格差を埋めるために、私たちはまず一時金の支給、そして賃上げを要求します。

年齢	30代前半	40代前半	40代後半
時給	1800円	2100円	2600円

『誰でも正社員と同じ食堂料金』に、多くの感想がありました

私たちが配ったビラにいろいろな反響が寄せられました。やはり多くの方が「食堂料金に差があるのはおかしい」と感じています。100円のうどんが請負社員は150円。この差は50円の金額以上に、差別感、違和感をもたらしています。私たちは引き続き、GSユアサに「誰でも同じ食堂料金」を要求します。

ユアサ総電支部の要求『特別一時金』が実現！（3万円）

ユアサ総電支部は西大路でわずか4人の組合員ですが、昨年末に会社GYFに「特別一時金」を要求しました。これはGSユアサの利益が予想を大幅に上回ったので、正社員には冬の一時金に7万円を追加支給したので、「関連会社にも特別一時金を」と要求したのです。

3月2日、GYFは一律3万円を支給する、と私たちに回答しました。金額は半分ですが、私たちの要求が実現して喜んでいきます。

労働組合に未加入の皆さん。私たちの労働組合に入れば会社と対等に交渉できます。給料や労働条件の問題を私たちと一っしょに解決しましょう。

解雇・雇い止め、労働災害、セクハラ・パワハラ

など困り事の相談は、rsoudan999@yahoo.co.jp または070-5653-7886【小山】

このビラの感想・意見なども寄せてください。（秘密厳守）

ジーエス・ユアサ関連合同労働組合